

# 告 示

## 埼玉県告示第二十六号

蓮田市から蓮田都市計画ごみ焼却、ごみ処理及び汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野元裕